



新春に町民の安全を誓う

町消防出ぞめ式

一月五日、降りしきる雨の中で、新春を飾る町消防出ぞめ式が行われました。

八時二十分のサイレンを合図に、消防団員は第一分団消防機庫に集合し、町内をパレード。見物の人たちは、町民の生命や財産を守ってくれている消防団員への感謝を話し合っていました。

(昭和五十八年一月一日現在)

分団	分団長名	消防機庫所在地	団員数
第一分団	中村昭三	飛石(町役場隣り)	33
第二分団	古川良雄	井関(井関橋隣り)	18
第三分団	井本知	岩西(農協低溫倉庫隣り)	18

団長 河村豊、副団長 白井昭祐、団員数 69名

町消防団の概要

(写真は、町長による団員の服装点検)

☆勤続章 中川清、中村雅博(以上三十年) 松本節雄(二十五年) 上野一秋、石田義香(以上二十年) 岡藤計一(十五年)

☆功績章 中本治人、福本一平 松本節雄

〔山口県消防協会長表彰〕

故中田光人、石川隆輔、辻下節男、田辺信雄(以上退職者)

〔日本消防庁長官表彰〕

表彰受賞者は次のとおり(敬称略)

式典後は、恒例の鈴割り競技があり、多数の町民が見守る中で第三分団が優勝しました。

た。九時十分からは、式典が勤労者体育センター前で行われ、来賓祝辞、団長訓辞、点検、表彰などがあり、団員も町民の安全を守ることを誓いあっていました。

た。

申告済ませてひと安心



- ・所得税
- ・事業税
- ・住民税

申告と納税は2月16日から
3月15日までです

— 税務署 —

税金の還付請求

2月16日より前でも 受け付けています

確定申告の期間は、二月十六日から三月十五日までです。しかし、税金の還付を受けるための確定申告は、二月十六日より前でも受け付けています。

そこで、税金の還付を受けられる人や控除の内容について記してみましよう。

サラリーマンが確定申告すると 税金が還付される場合

雑損控除

災害や盗難にあい、住宅や家財に損害を受け、その損害額が年間所得の10%を超えたとき、その超えた金額が所得金額から控除されます。

なお、損害額には、豪雪地帯における雪おろしの費用など災害に直接関連して支出した費用も含まれ、この災害関連支出については、原則として五万円を超える額が控除されます。また、損害額のうち保険などで

補てんされた額は除きます。

医療費控除

本人や家族が病気やけがををして、そのために支払った医療費が五万円または年間所得の5%

確定申告に必要な 七つ道具

- 1 申告書をお送りしている人はその「申告書」と「印鑑」
- 2 給与などのある人は「源泉徴収票」
- 3 雑損控除を受ける人は「被害を受けた住宅家財の明細書」
- 4 医療費控除を受ける人は「支払った医療費の領収・明細書・保険などで補てんされる金額の明細書」
- 5 生命保険料控除のある人は「保険料が一契約九千円を超えるものの証明書」
- 6 損害保険料控除のある人は「支払保険料の証明書」
- 7 住宅取得控除を受ける人は「登記簿謄本」「住民票の写し」「売買契約書」「住宅取得に係る融資額の償還金額等証明書」

のどちらか低い方の額を超えた場合、その超えた部分の金額が所得金額から控除されます。医療費控除の最高限度額は二百万円です。ただし保険などで補てんされた金額は除きます。

住宅取得控除

マイホームを建築したり、購入した場合一定の要件にあてはまれば、定額控除として一万七千円が所得税額から控除されます。

また、定額控除を受けることのできる人が、民間金融機関などから返済期間十年以上の住宅ローンの融資を受けている場合、一年間の返済額に応じて最高三万円が所得税額から控除されます。

住宅取得控除は、居住した年から三年間にわたり受けられますが、居住した最初の年に確定申告をすれば、二年目、三年目は年末調整で控除が受けられます。

サラリーマン 以外の場合

サラリーマン以外の人で税金の還付が受けられるのは次のような人です。

- ①原稿料や利子、配当などの収入があり、それらを含めた全体の所得があまり多くないため、原稿料などの源泉徴収税額が納め過ぎになっている人
- ②予定納税をしていたが、休業や廃業などで所得が前より大幅に減った人

▼確定申告をすれば所得税が還付される場合



よくわからない場合

税金の還付が受けられる控除は、いろいろありますが、この控除や確定申告用紙についてよくわからないことがあれば、町税務課(電話四一一一、有線二二二二)または山口税務署(電話山口②二三四〇)へお問い合わせください。

税のテレホンサービス
もあります

確定申告に限らず、税金につ

いて疑問な点があったり、困ったことがある場合には次の「税務相談室」のテレホンサービスをご利用ください。専門の相談官が、みなさんの税金に関する相談に応じています。

税金の相談は、住所や名前を言わずに匿名で相談できます。また、相談したために税金が高くなるという心配は全くありません。もちろん無料です。

「税務相談室」

山口分室(山口税務署内、電話山口②二七四)

宇部分室(宇部税務署内、電話宇部②二二二二)

町勤労者体育センター

一般に開放中

町教育委員会では、町民のみなさんの体力づくりに役立ててもらうために、勤労者体育センターの一般開放を左の表のとおり行っています。

町内在住の人ならどなたでも結構です。個人・地区・職域・各種団体で利用してみたいかがですか。ただし、幼児・児童の場合は保護者あるいは指導者が必要です。

△貸出しする用具△

バレーボール、バスケットボール、テニスラケット、卓球ラケット、バドミントンラケット

△利用上の注意△

体育センターの利用にあたっては、次の事項を守ってください。

○利用の前後には、管理人に届け出て、管理人の指示に従うこと。

○諸準備・あとかたづけは、利

曜日	一般開放時間	
	昼 間	夜 間
月	13:00~16:00	
火	9:00~16:00	
水	13:00~16:00	18:00~
木	9:00~16:00	20:00
金	9:00~16:00	
土	9:00~12:00	
日	9:00~22:00 (ただし、大会・行事の開催日はこの限りでない)	

利用申し込み先

平 日 (8:30~16:00)	町公民館
土曜日 (8:30~12:00)	電話2022 有線4892
平 日 (17:00~20:00)	勤労者体育センターの管理人
土曜日 (12:00~20:00)	有線4900
日曜日・祭日	

※ただし、団体利用の場合は事前に町公民館に届け出てください。

スキー教室

参加者を募集

町教育委員会では、冬季野外スポーツ教室(スキー)を次のとおり開催します。

▽参加対象 町内在住者(ただし小学生以上)

▽日時 二月十一日(金、祝日)

午前七時町公民館前集合

▽場所 阿東町十種ヶ峰スキー場

▽締切り 一月三十一日(月)

▽参加費用 一人千円(昼食代を含む)

▽参加申込み、問い合わせ先 町公民館(電話二〇二二、有線四八九二)まで。



(写真は、昨年のスキー教室)

市営バスのゴルフ場線は三便に

赤字は本町が負担

宇部市営バスの運行時刻表が一月十五日から改正になりました。

阿知須・ゴルフ場線時刻表

阿知須	8:15	11:32	16:32
阿知須	8:18	11:35	16:35
阿知須	8:19	11:36	16:36
阿知須	8:20	11:37	16:37
阿知須	8:21	11:38	16:38
阿知須	8:23	11:40	16:40
阿知須	8:24	11:41	16:41
阿知須	8:27	11:44	16:44
ゴルフ場	8:36	11:57	16:54
ゴルフ場	8:37	11:58	16:55
ゴルフ場	8:38	11:59	16:56
ゴルフ場	8:40	12:01	16:58
ゴルフ場	8:41	12:02	16:59
ゴルフ場	8:42	12:03	17:00
ゴルフ場	8:43	12:04	17:01
ゴルフ場	8:46	12:07	17:04

これは、宇部市交通局が赤字解消をめざして合理化計画の一環として行ったもので、阿知須―ゴルフ場間は便減って三便に、阿知須―小郡間は山口市幸ノ橋経由が昼間が大幅に減りました。

特にゴルフ場線については五十六年度に約六百万円の赤字が出ており、国県、交通局が負担していましたが、今後は、国県の補助金の残り赤字分を本町が負担することになりました。この負担額は昨年度

今年の転作面積

町全体で一〇四・二ヘクタール

今年、第二期水田利用再編対策の三年目になります。国は、米の三年連続不作による在庫量が減少したため、転作目標面積を昨年に引続き軽減して各都道府県に配分しました。

これに伴い山口県では昨年十二月各市町村別の配分を内示し、本町は次のとおりとなりました。

年度別転作等目標面積 (単位はヘクタール)

年度	第二期対策		備考 第二期対策 (当初予定)
	56年度	58年度	
阿知須町	111.2	104.2	117.6
山口県	9,200	8,800	9,910
全 国	631,000	600,000	677,000

(58年度転作率は約21.6% (町全体の水田面積に占める割合))

の計算でいけば三百万円に近い額になります。

今後、乗客がさらに減り、赤字が大きくなれば存続も危くなるので、みなさんの利用を期待しています。

改正になった阿知須・ゴルフ場線の時刻表は表のとおり。

農業大学校生を募集

県農業大学校(全寮制)では学生を募集しています。

応募資格は、将来、地域農業の担い手になろうとする者で、次の各項に該当する者です。

▽本科:二十五歳未満で、高校を卒業(見込み)した者、またはこれと同等以上の学力を有すると知事が認めた者

▽研究科:二十五歳未満の者で短期大学以上の学校を卒業(見込み)した者、またはこれと同等以上の学力を有すると知事が認めた者

この負担額は昨年度

専攻	コース	本 科 生	研究科生
園芸部	野菜経営 花き経営 果樹経営	40名	10名
畜産部	酪農経営 肉用牛経営	修業年限:2年	修業年限:1年
研 修 部		研 修 生	
(農業技術研修 農業機械化研修 生活技術研修)		修業年限:その つど知事が定める 期間	
		若 干 名	

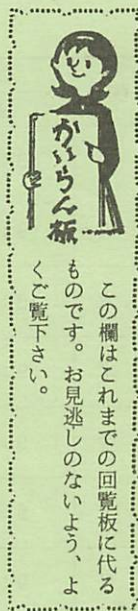
なお、教育課程、募集定員などは別表のとおり

▽研修部:知事が適当であると認めた者

願書受付は二月一日から月末まで。選考は三月十一日(金)

応募手続きなどは山口農業改良普及所(電話山口二五二四九)

か山口県農業大学校(電話防府三〇五一〇)へお問い合わせください。



この欄はこれまでの回覧板に代るものです。お見逃しのないよう、よくご覧下さい。

二月一日から老人保健制度がスタート

健康手帳を差し上げます

一月二十七日・二十八日に出張サービス

二月一日から老人保健制度が始まるのに伴い、おとしよりに健康手帳を差し上げますが、この受渡しの出張サービスを一月二十七日・二十八日の両日に行います。

七十歳（ねたきりなどの状態

課でお渡しします。

◎老人保健の窓口は保健衛生課

すべて老人保健にかかわることは、町保健衛生課（電話四一

日程は次のとおり。

一月二十七日(木)	時分	時分
西条公民館	9:00	9:20
縄田公民館	9:30	9:50
東条公民館	10:00	10:20
小古郷公民館	10:30	10:50
鴨生原公民館	11:00	11:20
浜公民館	11:30	11:50
岩倉公民館	13:30	13:50
旦公民館	14:00	14:20
浜表公民館	14:30	14:50
一月二十八日(金)	時分	時分
農協野口支所	9:00	9:20
河内公会堂	9:30	9:50
観光ホテル	10:00	10:20
引野公民館	10:30	10:50

次のような場合は手続きをし

こんなときには手続きを

こんなとき	手続	き	いつまで
70歳になるとき	保険証を添えて町に届け出る		70歳の誕生日まで
昭和58年2月1日現在70歳以上の人	保険証を添えて町に届け出る（ただし、一月三十一日までに健康手帳が交付された人は必要はありません）		法律施行前なるべく早く
転入してきたとき	保険証を添えて町に届ける		14日以内
転出するとき	健康手帳を添えて町に届け出る		転出する前
死亡するとき	死亡の届け出義務者が、死亡した者の健康手帳を添えて町に届け出る		14日以内
町の区域内で居住地を変更したとき	町に届け出る		14日以内
加入資格を失ったとき	生活保護をうけるようになり加入資格を失ったときは健康手帳を添えて町に届け出る		すみやかに
65歳を過ぎてねたきりなどになったとき	国民年金証書・身体障害者手帳・厚生年金証書などいずれか、または医師の診断書および保険証を添えて町に認定の申請をする		ねたきりなどになったとき

生活・医療に必要な資金を貸し付けます

申し込みは町社協まで

町社会福祉協議会では、老人、障害者、母子家庭、低所得者などの世帯に対する援助資金を次の表のとおり貸付けます。

借入れの申し込みは、町社会福祉協議会（電話四七〇〇、有線四九〇九）まで。

児童手当の支払い

今回の支払いについては、次のとおり受給者の預金口座に振り込みます。

▽支払日 二月十日（木）

▽支払内容 十月分～一月分

ただし、五十七年十月分以降支給開始の認定通知を受けた受給者および支給廃止になった人については、それぞれの月の額になります。

新規の申請手続き

現在、十八歳未満の児童を三人以上養育（そのうち一人以上が義務教育終了前の児童、またはそれに準ずる児童であること）されている人で、まだ申請されていない人は早急に手続きをしてください。

ただし、所得制限があります。

訂正とおわび

昭和五十七年十二月号（三百七十二号）の『慶弔録』の出生のコーナーの記事に誤りがありましたので、次のように訂正します。

生活安定資金・医療資金貸付

対象世帯と貸付資金		貸付条件	貸付開始年月日
老人世帯	更生援護	（限度額） 200千円	4月1日から貸付
障害者世帯	資金	（期間） 6.5年以内	
母子家庭世帯		（利率） 年3.0%	
その他生活の安定が図れないと認められる低所得世帯	高額療養	（限度額） 高額療養資金 50千円	1月1日から貸付
	資金	老人医療資金 20千円	2月1日から貸付
	老人医療	（期間） 1年以内	
	資金	（利息） 無利子	



催しもの

親の名 続柄子の名 月日 住所
親津脇勝 長女美穂 10・25 南祝
（会場の記入のないのは役場）

公民館メモ

26日 初心者ペン字教室（後一時半）
25日 乳幼児衛生教室（後一時）